

豊洲ふ頭内公園（愛称：豊洲ぐるりパーク）での撮影許可について

豊洲ふ頭内公園（愛称：豊洲ぐるりパーク）で商業目的の撮影を行う場合又は撮影に伴い収入を得る場合には、あらかじめ指定管理者の許可が必要となります。

●公園利用許可申請の手続き

申請から許可までの手順は、①申請書類提出②審査③利用料支払い④許可書発行となりますので、下記の利用許可申請の手続きをお願いいたします。

＜申請に必要なもの＞

- ・公園利用許可申請書（第1号様式）
- ・撮影の内容のわかる資料（企画書、台本、概要書など）
- ・撮影位置・体制確認シート（撮影位置図、撮影体制表、タイムスケジュール表）
- ・撮影隊の配置状況、撮影機材のわかる資料（記入例参照）

＜申請から許可まで＞

- ・申請の受付期間は、原則として、撮影日の2か月前から7日前までとなります。
- ・複数団体で競合する場合は、原則として、先着の申請を優先します。
- ・申請書類は、電子メール又はFAXでお送りください。

※申請書類原本は利用日までに窓口へお持ちください。

・公園利用許可書の交付は、利用料納入後となります。許可書発行のお知らせの後、平日の9時から17時までの間に豊洲ぐるりパークセンターの窓口にてお渡しとなります。

※受付期間締め切りの直前の申請の場合、書類不備や許可条件を満たさない等により許可できないことがあります。あらかじめ窓口でご相談の上、余裕をもって申請を行ってください。

●許可基準

豊洲ふ頭内公園（愛称：豊洲ぐるりパーク）での撮影について、一般的な許可条件（許可書裏面参照）に加え、下記のとおり許可基準を定めています。

＜撮影禁止日＞

土曜日・日曜日・祝日、年末年始、区内小中学校の長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み等）

※上記以外の日であっても、催しや工事等のある日は許可できない場合があります。

＜撮影可能時間帯＞

9時から17時まで撮影可能です。

※必要最小限かつ準備・撤収も含め利用時間を申請してください。

＜撮影内容＞

公園の風景を利用した撮影を基本とします。申請に当たっては、企画書に撮影隊の人数、機材、撮影の種類（テレビ、映画、CM、雑誌、広告物等）、放送・掲載予定時期をお知らせください。

- ・公序良俗に反する内容でないこと。
- ・暴力、乱闘、過度な恋愛シーンなど、過激な内容でないこと。
- ・公園のイメージを損なう内容でないこと。
- ・公園利用者の通行を妨げたり、みだりに利用者を撮影しないこと。また、撮影に公園利用者を参加させないこと。

<その他の注意・禁止事項>

- ・公園内に車を乗り入れての撮影はできません。
- ・レール、タワー、クレーン、テントなどの撮影機材及び工作物は設置できません。
- ・三脚の使用については可能ですが、芝生地に立てたり、通行の邪魔をする箇所での使用は禁止します。
- ・レフ板、発電機については、手持ちできるものは可能ですが、固定式のもの、大型のものは禁止となります。
- ・公園内の遊具、公衆便所、駐車場、じゃぶじゃぶ池、和船を利用した撮影はできません。
- ・許可条件が守られない場合、即時中止命令する場合があります。
- ・その他火気使用等、通常公園で禁止されている行為を伴う撮影は禁止となります。
- ・撮影体制を明確にするとともに、撮影当日現場責任者は許可書を携帯し、求められたら掲示できるようにしてください。

注) 上記の基準を満たしていても、公園利用者に迷惑を及ぼす場合又は管理上支障があるおそれがあると判断する場合は、お断りする場合があります。

●撮影が可能な公園

- ・豊洲公園
- ・豊洲ぐるり公園（注）

（注）豊洲ぐるり公園での撮影

撮影可能箇所については、「撮影位置・体制確認シート」をご覧ください。

なお、撮影可能箇所のうち、隣接する豊洲市場に確認が必要となる場所がありますので、お問い合わせください。豊洲公園に隣接する海上公園（春海橋公園）は、管理者が辰巳の森海浜公園管理事務所になりますので、管理者にお問い合わせください。

●撮影に係る利用料（1 時間あたり）

- ・静止画：1,657 円
- ・動画：14,625 円

※撮影予備日がある場合は、予備日も含めて利用料を納めていただきます。また、納入後は、申請者理由での取り消しによる還付は行っていない。

●問い合わせ受付先

豊洲ぐるりパークセンター

指定管理者名：豊洲パークマネジメント JV

住所：東京都江東区豊洲二丁目 3 番 6 号

TEL：03-3520-8819

FAX：03-3520-8829

MAIL：event@toyosugururi.jp

※個人情報プライバシーポリシーに準じて取り扱います。